

（母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業用）

### 養育費に関する申告書

- 前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。）の1月から12月までの1年間に受け取った養育費について、裏面の記入要領を参考に記入してください。
- 養育費を受け取っていない方は、合計欄に「0」又は「なし」と記入してください。

区分 （前夫又は前妻の 名前等）	受取人	養育費の額	受 取 状 況
	本人・児 童	円	
合 計	本人	円	
	児童	円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

裏面をお読みいただき、該当する項目についてご記入ください。

## 養育費に関する申告書の記入要領

### 1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

### 2 養育費について

① 前夫又は前妻から前年（1月から12月までの1年間をいいます。1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。）に、あなた又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。

② 養育費は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第28条第2項、令第29条第3項、令第31条の9第2項において準用する令第28条第2項又は令第31条の9第2項において準用する令第29条第3項の規定により、高等職業訓練促進給付金等給付金制度における所得となりますので、正確に申告してください。

③ 前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、区分欄には区別できるよう前夫又は前妻の名前等を記入してください。前夫又は前妻が1人の場合には、この区分欄は空欄で結構です。

④ 受取状況欄には、次の例に従って記入してください。

例1 毎月5万円で12か月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入してください。

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回1万円、3万円、5万円」と記入してください。

例3 年に1回10万円受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。（10万円は養育費の額の欄に記入してください。）

※1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

① 給付金の支給を受けようとする者又は訓練促進給付金受給者が監護している児童の母親又は父親が払ったものであること。

② 受け取ったものが本人（本人の代理人も含まれます。以下同じ。）又は児童（児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。

③ 前夫又は前妻から本人又は児童に支払われたものが金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。

④ 前夫又は前妻から本人又は児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、本人又は児童名義の銀行口座への振込であること。

⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

① 給付金の支給を受けようとする者又は訓練促進給付金受給者が監護している児童の母親又は父親以外から支払われたもの。

② 本人又は児童以外の者が受け取っている場合

③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合

④ 支払方法が、本人又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合

⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

（注1）受給者が未婚の母親である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記※1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

（注2）自分の子だけではなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記※1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。